

「外出援助サービス事業」の利用に関する約款

社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

- (1) 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する高齢者外出援助サービス事業（以下「当事業」という）は、既存の公共交通機関を利用しての外出が困難な高齢者などに対し、リフト付き車輦による移動支援を行うことを目的とする事業です。
- (2) 当事業を利用できる人は、寝屋川市在住の60才以上の在宅生活の人で、次の3区分のいずれかに該当し、当事業の利用登録をしている人（以下「利用登録者」という）に限ります。ただし、利用登録者が介助者として登録することはできません。
 - (ア) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
 - (イ) 介護保険の要介護または要支援認定を受けている人
 - (ウ) その他、既存の公共交通機関による移動が困難であることを証明する診断書のある人
- (3) 住所、電話番号等に変更がある場合は速やかに事務局までご連絡をお願いします。また、登録更新年に所定の書類をお送りします。更新希望の方は必ず期日内にお手続きください。
- (4) 当事業の利用は、発着地のいずれかが寝屋川市内で、発着地のいずれかが北河内地域（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、守口市、門真市）に限ります。目的地以外のところに立ち寄ることはできません。
- (5) 当事業の予約受付時間・利用可能回数・キャンセル料等は、各地区運営委員会によって異なります（別紙案内にてご確認ください。）
- (6) 当事業の利用料金は、次表のとおりとします。

行先	寝屋川市	市外
片道	300円	400円
往復	600円	800円

※支払方法：利用時にその場でおつりのないようにお支払ください。

- (7) 外出援助車両は、午前9時に各車庫を出発しますので、各車庫から利用者宅までの時間を考慮して予約時間を決めてください。（「午前9時に自宅」という予約はできません）
また、サービスの活動時間は午後5時（各車庫帰着）までです。道路事情等で遅れる場合をのぞき、予約の段階から5時を超えることが予想される場合は、予約を受けることはできません。
- (8) GW、年末年始等の予約受付は、ボランティア調整が難しくなることが予想されます。そのような場合には、予約受付期間内であっても、受付終了となることをご了承ください。
- (9) サービスを提供するためには、車両が空いていることと、運転を担うボランティアがいること、の2つの条件が必要です。通常、電話で予約を受け付ける場合は「車両が空いていること」のみの確認で予約を入れています。その後、ボランティアの調整をしますが、予約が入っている日でも調整がつかないときがまれにあります。このようなときは、予約をキャンセルさせていただく場合があります。（この場合は、予約された利用希望日の3日前までにお知らせします）また、上記以外でも、災害等予期せぬ事情によりサービスの提供に困難を生じた場合は、予約をキャンセルさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- (10) 利用時に発生する駐車場料金は利用者の負担とし、料金必要時にその場で支払っていただきます。
- (11) 予約状況によって「待機」をする場合がありますが、この場合は、原則としてもよりの「駐車場」を利用し、駐車料金は利用者の負担になります。
- (12) 安全に送迎するため、シートベルトの着用を義務付けています。やむを得ない事情等でシートベルトの着用ができない場合は、利用者または介助者で安全配慮に努めてください。
- (13) 行き先や時間帯を考慮したうえで、多くの方にご利用いただけるよう予約を受け付けていますので、場合によっては、他の利用者の人と相乗りになる場合がありますのでご了承ください。なお、相乗りが困難な人は前もって各運営委員会にお知らせください。
- (14) 病院での診察が予定より遅れるなどして、当サービスを予約されていた時間に、間に合わない場合、その日の予約状況によっては、予約時間を超えてお待ちできないことがあります。
予約時間に遅れる気配があるときは、あらかじめお知らせしている外出援助ボランティアの活動用携帯電話に連絡をしてください。可能な範囲で時間変更の調整をいたします。

- (15) 道路状況等により、ご予約の時間に到着できない場合がありますがご了承ください。なお、このような場合、利用者の方の携帯電話等連絡がとれる方法があれば、それらをとおして連絡調整を行います。
- (16) 予約については、キャンセルの無いようにお願いします。また、予約された内容（時間、行き先、介助者の有無など）は、原則としてサービスご利用時に変更はできません。緊急に変更が必要になった場合は、ボランティアに相談してください。
- (17) ボランティアは、利用者の車両への乗降時の軽度の介助程度はお手伝いしますが、それ以外の介助やお手伝いはいたしません。乗降時の段差が難しい方は車イスで乗降していただきます。
- (18) 介助が必要な方は、介助者の同乗をお願いします。介助者が現実的に介助行為ができないと本会が判断した場合は、介助者としての乗車をお断りすることがあります。介助者として乗車できる人は原則ひとりで、複数名の乗車を希望される場合は、実情に応じて各地区運営委員会が判断し決定します。
- (19) 利用者を施設等へ送迎する場合、片道のみ介助者だけが乗車されることは、道路運送法違反になりますのでお断りします。
- (20) 当事業は、官民協働による新しいスタイルの福祉サービス事業です。活動に参加するボランティアは国土交通大臣認定の講習を修了しているほか、本会が実施するボランティア研修も受講しておりますが、この活動によって収入を得ることのない無償のボランティアであり、また、本会も非営利事業として実施しています。「サービスをお金で買う」と捉えるのではなく、利用者もボランティアも「お互い様」という気持ちで接し合い、より良いコミュニケーションを築く努力をしてください。
- (20) 「外出援助サービス事業」の利用に関する約款を遵守しご利用ください。当該約款は、高齢者外出援助サービス利用登録申込の際にお渡ししています約款または、本会ホームページから確認できます。遵守できない場合は、登録をお断りする場合があります。

附則 この約款は、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。
この約款の一部は、平成 31 年 4 月 1 日に改正し施行する。
この約款の一部は、令和 3 年 9 月 1 日に改正し施行する。